



埼玉県特別支援教育推進計画

(令和4年度～令和6年度)



埼玉県教育委員会

埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

はじめに

埼玉県教育委員会では、これまで、平成31年度から令和3年度までを計画期間とする「埼玉県特別支援教育環境整備計画」（以下「環境整備計画」という。）に基づき、喫緊の課題である知的障害特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒の大幅な増加などに対応するための「教育環境の整備」や特別支援教育を推進するための「人材の育成」に重点を置き、子供たちにより良い教育環境を整えるよう取組を進めてまいりました。

こうした中、令和3年1月の中央教育審議会の答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（略）において、新時代の特別支援教育の在り方について基本的な考え方が示されるとともに、同年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、また、同年9月に「特別支援学校設置基準」が公布されるなど、特別支援教育における指導・支援体制の充実や教育環境の整備が一層求められています。

また、本県における特別支援教育の現状として、小・中学校等における通級による指導や特別支援学級、特別支援学校において特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒の数が増加を続けるとともに、小・中学校等や高等学校の通常の学級においても、発達障害など、特別な配慮や支援を必要とする様々な児童生徒が在籍しています。

これらのことから、全ての学校において、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる教育環境を整備すること、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の一層の充実を図ることが重要となります。

そこで、令和4年3月に終了する環境整備計画の継承と発展を図るとともに、特別支援教育を取り巻く社会の動向や本県における現状と課題を踏まえ、埼玉県の公立学校における特別支援教育を総合的に推進していくため、「埼玉県特別支援教育推進計画」を策定いたしました。

また、本計画が、市町村教育委員会における特別支援教育の一層の推進にも寄与することを願ってやみません。

結びに、本計画の策定に当たり貴重な御意見、御提言を頂きました県民の皆様をはじめ、有識者や教育関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和4年3月
埼玉県教育委員会

目次

はじめに

第1編 総論

第1章 埼玉県特別支援教育推進計画の策定に係る基本的な考え方

1 埼玉県特別支援教育推進計画の策定趣旨等	1
2 特別支援教育の理念と方向性	2

第2章 本県における特別支援教育の沿革

1 養護学校の設置義務化等	4
2 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の進展	4
3 特別支援教育の推進	5

第3章 環境整備計画の検証

1 環境整備計画に基づく取組の検証	7
2 特別支援学校における教育環境の整備	7
3 小・中学校等における教育環境の整備	9
4 高等学校における教育環境の整備	11
5 特別支援教育を推進するための人材育成等	12

第4章 埼玉県特別支援教育推進計画の目標と施策体系

1 特別支援教育を取り巻く社会の動向	16
2 本県における特別支援教育の現状と課題	16
3 埼玉県特別支援教育推進計画の目標	17
4 埼玉県特別支援教育推進計画の施策体系	19

第2編 施策の展開

目標I 連続性のある「多様な学びの場」の充実

施策1 就学前における早期からの相談・支援の充実	20
施策2 公立小・中学校等における障害のある児童生徒の学びの場の充実	22

施策3 県立特別支援学校における学びの場の充実	24
施策4 県立高等学校における学びの場の充実	29

目標Ⅱ 特別支援教育を担う教職員の専門性向上

施策5 全ての教職員に求められる特別支援教育に関する基礎的な知識及び理解等の向上	31
施策6 通級による指導、特別支援学級を担当する教員に求められる専門性の向上	33
施策7 県立特別支援学校の教員に求められる専門性の向上	35

目標Ⅲ 教育環境の整備

施策8 公立小・中学校等における教育環境の整備	38
施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備	40
施策10 県立高等学校における教育環境の整備	46
施策11 学校施設のバリアフリー化の推進	47

目標Ⅳ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

施策12 就学前の連携	48
施策13 在学中の連携	49
施策14 卒業後の連携	51
施策15 医療的ケアが必要な子供への対応	52

第3編 埼玉県特別支援教育推進計画の進行管理

第1章 施策評価の実施	53
第2章 指標の設定	53

(参考資料1) 検討の経過

(参考資料2) 埼玉県特別支援教育推進計画（仮称）策定検討会議 設置要綱

(参考資料3) 埼玉県特別支援教育推進計画（仮称）策定検討会議

ワーキンググループ 設置要綱

(参考資料4) 埼玉県特別支援教育推進計画（仮称）策定検討会議

有識者等意見交換会 外部有識者、関係団体等委員名簿

第1編 総論

第1章 埼玉県特別支援教育推進計画の策定に係る基本的な考え方

1 埼玉県特別支援教育推進計画の策定趣旨等

(1) 計画の策定趣旨

インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、必要な指導・支援を受けられるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実が求められています。

こうしたことから、特別支援教育を取り巻く社会の動向や、特別支援教育の環境整備に関する現状と課題などを踏まえ、平成31年3月に「埼玉県特別支援教育環境整備計画」(以下「環境整備計画」という。)を策定しました。

その後、本県では、同計画に基づき、喫緊の課題である知的障害特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒の大幅な増加などに対応するための「教育環境の整備」や、特別支援教育を推進するための「人材育成」に重点を置き、取組を進めてきました。

このたび、環境整備計画が令和4年3月で終了することから、その継承と発展を図りつつ、特別支援教育を巡る状況を踏まえ、特別支援教育を総合的に推進するため、新たな計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本県の教育の振興を図るために定める基本的な計画である「第3期埼玉県教育振興基本計画（令和元年度～令和5年度）」を踏まえ、公立学校における特別支援教育を推進するための基本的な考え方や取組を定めた計画です。

(3) 計画の期間

令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間とします。

2 特別支援教育の理念と方向性

(1) 特別支援教育の理念

特別支援教育とは、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、発達障害も含めた、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものでもあります。

特別支援教育を推進することは、障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基盤となります。

こうした共生社会の実現に向けて、特別支援教育の推進はますます重要となっています。

(2) 本県における特別支援教育の方向性

平成26年に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、共生社会の実現に向けて我が国の法制度は大きく変化しました。

これまで、本県では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、支援学習や交流及び共同学習を進めるなど、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことを追求してきました。

また、障害のある児童生徒が必要な指導・支援を受けられるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実にも取り組んできました。

今後も、本県における特別支援教育の更なる発展のため、こうした取組を着実に進め、障害の有無にかかわらず、誰もがその能力を發揮し、共に認め合い、支え合う共生社会の実現を目指していきます。

【インクルーシブ教育システムについて】

「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(参考) 中央教育審議会初等中等教育分科会報告（H24. 7. 23）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

第2章 本県における特別支援教育の沿革

1 養護学校の設置義務化等

学校教育法制定翌年の昭和23年、盲学校及び聾学校の就学及び都道府県による設置が義務化され、その後、昭和48年、国は、養護学校における就学義務及び都道府県による養護学校の設置の義務化について、昭和54年4月から実施する旨の政令を公布しました。

本県では、こうした状況を踏まえ、養護学校義務制を見据えた年次整備のため、昭和49年5月に埼玉県特殊教育振興計画を策定し、養護学校の整備や特殊学級の増設、就学指導体制の整備、専門教員の養成確保、行政体制の整備といった総合的な施策を取りまとめました。

さらに、昭和50年9月には、より細目的な検討を加えるため、県立養護学校建設基本構想を取りまとめ、養護学校の建設について統一した考え方を整理し、計画的な整備に着手しました。

その結果、昭和54年、県立の盲・聾・養護学校17校、分校4校の体制を確立し、養護学校の義務制に対応するとともに、その後も順次、養護学校の整備を進めてきました。

2 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の進展

養護学校の義務制以降も、特殊教育の充実のため、本県では、外部有識者や関係機関・団体等を委員とする「埼玉県特殊教育振興協議会」に数度の諮問を行い、その答申を踏まえ、施策を展開してきました。

また、平成15年5月には、「埼玉県特別支援教育振興協議会」に「障害のある人との人が共に生きる社会こそがノーマルであるとするノーマライゼーションの理念に基づく教育をどのように進めるか」について検討を依頼し、同年11月に検討結果の報告を受けています。

この報告では、本県の特別支援教育の特色ある取組である、共に育ち共に学ぶための新たな教育システムとしての「支援籍制度」や職業教育に重点を置いた教育課程を持つ「高等養護学校」の創設、「高等学校内に養護学校分校を設置することの研究」などが示されました。

本県ではこうした報告内容について検討を重ね、制度の実現や学校の設置に取り組んできました。

3 特別支援教育の推進

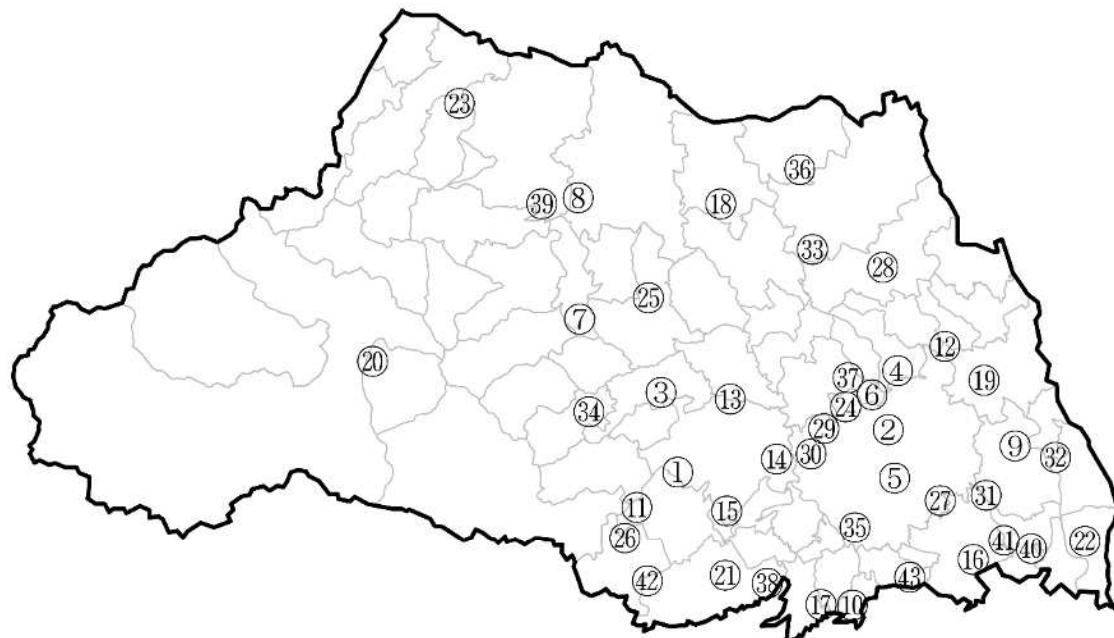
平成18年6月の学校教育法等の一部改正により、障害のある幼児児童生徒の教育は、これまでの特殊教育から特別支援教育へと法的に位置付けが変更されました。

こうした情勢を踏まえ、本県においても、特別支援教育の推進を図るとともに、平成21年4月には、県立の養護学校の名称を特別支援学校へと変更しました。

その後も、第1期埼玉県教育振興基本計画（平成21年度～25年度）、第2期埼玉県教育振興基本計画（平成26年度～30年度）において、「特別支援教育の推進」を施策に掲げ、ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進や、特別支援学校の教室不足などへの対応、小・中学校、高等学校における特別支援教育の体制整備など様々な取組を進めてきました。

また、平成31年3月には、第3期埼玉県教育振興基本計画（令和元年度～令和5年度）を策定するとともに、環境整備の基本的な考え方や取組について定めた環境整備計画を策定し、本県における特別支援教育を推進しています。

県立特別支援学校の配置状況（令和3年4月1日現在）



区分	No	学 校 名
視覚	①	埼保己一学園
聴覚	②	大宮ろう学園
	③	坂戸ろう学園
病弱	④	蓮田特別支援学校※
	⑤	けやき特別支援学校
	⑥	けやき特別支援学校伊奈分校
	⑦	東松山特別支援学校嵐山学園分校
肢体	⑧	熊谷特別支援学校
	⑨	越谷特別支援学校
	⑩	和光特別支援学校
	⑪	日高特別支援学校
	⑫	宮代特別支援学校
	⑬	川島ひばりが丘特別支援学校
知的	⑭	川越特別支援学校
	⑮	川越特別支援学校川越たかしな分校
	⑯	川口特別支援学校
	⑰	和光南特別支援学校
	⑱	行田特別支援学校
	⑲	春日部特別支援学校
	⑳	秩父特別支援学校※
	㉑	所沢特別支援学校
	㉒	三郷特別支援学校

区分	No	学 校 名
	㉓	本庄特別支援学校
	㉔	上尾特別支援学校
	㉕	東松山特別支援学校
	㉖	狭山特別支援学校
	㉗	浦和特別支援学校
	㉘	久喜特別支援学校
	㉙	大宮北特別支援学校
	㉚	大宮北特別支援学校さいたま西分校
	㉛	越谷西特別支援学校
	㉜	越谷西特別支援学校松伏分校
知的	㉝	騎西特別支援学校
	㉞	毛呂山特別支援学校
	㉟	さいたま桜高等学園
	㉟	羽生ふじ高等学園
	㉟	上尾かしの木特別支援学校
	㉟	所沢おおぞら特別支援学校※
	㉟	深谷はばたき特別支援学校
	㉟	草加かがやき特別支援学校
	㉟	草加かがやき特別支援学校草加分校
	㉟	入間わかくさ高等特別支援学校
	㉟	戸田かけはし高等特別支援学校

※④⑩⑩⑩は肢体不自由併置校

第3章 環境整備計画の検証

1 環境整備計画に基づく取組の検証

環境整備計画では、「教育環境の整備」と「人材育成」について目標を定め、施策を展開してきました。

環境整備計画の策定後、県では、知的障害特別支援学校の新設、高校内分校の設置、肢体不自由特別支援学校の通学環境の改善、小・中学校等における巡回支援の拡充、小・中学校等や高等学校と特別支援学校との計画的な人事交流など、県立学校や市町村教育委員会と連携しながら、様々な取組を積極的に推進してきました。

なお、環境整備計画の取組に関する検証は次のとおりです。

2 特別支援学校における教育環境の整備

知的障害特別支援学校における過密状況と児童生徒数の推計などを踏まえ、計画的に施設整備に取り組むこととし、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置、校舎の増築など、整備手法について総合的に検討を行い、順次整備を進めてきました。

その結果、令和3年4月には、県立戸田かけはし高等特別支援学校及び県立越谷西特別支援学校松伏分校を開校し、現在、令和5年度の開校に向けて県東部地域特別支援学校（仮称）の工事に着手しています。

また、肢体不自由特別支援学校では、通学区域が広く児童生徒や保護者の通学の負担が大きいといった現状を踏まえ、スクールバスの運行状況を調査し、乗車時間が90分程度のスクールバスについて運行ルートを見直すなど、乗車時間の短縮を図りました。

目標の設定	目標	達成状況 (令和2年度末時点)
◇ 県立知的障害特別支援学校の教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・戸田翔陽高校の敷地内への県南部地域特別支援学校（仮称）の開校（令和3年度）・県東部地域特別支援学校（仮称）の設置工事着手・県東部地域高校内分校（仮称）の開校（令和3年度）	<ul style="list-style-type: none">・戸田かけはし高等特別支援学校の開校（令和3年度）・県東部地域特別支援学校の設置工事着手（令和5年度開校予定）・越谷西特別支援学校松伏分校の開校（令和3年度）

県立知的障害特別支援学校 学校別児童生徒数の推移

No.	学校名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1	川越特別支援学校	163	177	183	191	204	232	230	234	239	258
2	川越たかしな分校	48	48	47	48	48	47	47	48	46	45
3	川口特別支援学校	309	255	258	254	260	261	268	280	309	262
4	和光南特別支援学校	213	246	257	271	288	301	315	311	314	278
5	行田特別支援学校	151	173	178	190	193	209	226	230	232	245
6	春日部特別支援学校	261	260	275	287	305	329	345	351	349	338
7	秩父特別支援学校	93	97	100	105	99	98	98	100	106	108
8	所沢特別支援学校	133	140	161	172	122	127	134	131	153	158
9	三郷特別支援学校	241	166	173	179	200	206	220	237	268	296
10	本庄特別支援学校	172	180	204	188	189	192	196	202	194	201
11	上尾特別支援学校	141	149	168	172	172	178	174	179	183	181
12	東松山特別支援学校	128	129	135	126	128	123	144	141	145	145
13	狭山特別支援学校	170	177	176	178	123	141	149	150	152	156
14	浦和特別支援学校	199	224	229	224	238	241	242	252	260	225
15	久喜特別支援学校	222	220	214	203	195	188	188	189	188	187
16	大宮北特別支援学校	209	230	226	240	254	268	272	281	301	318
17	さいたま西分校	48	47	46	46	48	48	47	47	46	48
18	越谷西特別支援学校	282	256	228	227	211	236	232	246	262	277
19	松伏分校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
20	騎西特別支援学校	176	179	187	206	203	190	181	196	202	220
21	毛呂山特別支援学校	150	150	152	144	133	142	152	155	160	165
22	さいたま桜高等学園	231	234	232	229	232	229	231	233	236	237
23	羽生ふじ高等学園	117	115	117	118	117	116	117	119	118	120
24	上尾かしの木特別支援学校	288	295	310	319	322	356	355	351	360	380
25	所沢おおぞら特別支援学校	232	260	289	306	260	249	263	266	265	274
26	深谷はばたき特別支援学校	236	265	275	271	271	269	281	282	278	284
27	草加かがやき特別支援学校	-	216	302	343	360	366	400	407	393	324
28	草加分校	48	48	46	47	47	47	48	46	47	46
29	入間わかくさ高等特別支援学校 (普通科)	-	-	-	-	185	182	171	170	167	174
30	入間わかくさ高等特別支援学校 (職業学科)	-	-	-	-	57	116	170	170	159	165
31	戸田かけはし高等特別支援学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	233
	知的合計	4,661	4,936	5,168	5,284	5,464	5,687	5,896	6,004	6,132	6,364

3 小・中学校等における教育環境の整備

通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加していることから、市町村教育委員会では、児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、通級指導教室や特別支援学級の設置を行っています。

これまで、県では特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の多様な学びの場を提供できるよう、市町村教育委員会に対し、通級指導教室や特別支援学級の適正な設置について働き掛けてきました。

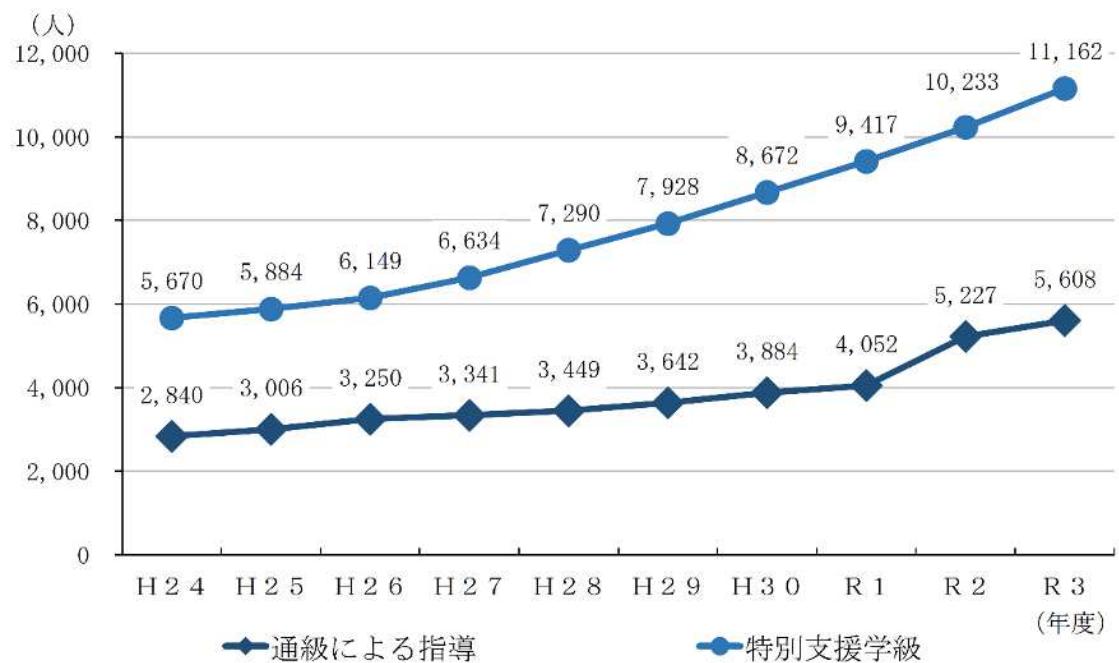
環境整備計画では、各市町村教育委員会において、教育環境の整備や人材育成など、特別支援教育の推進に計画的に取り組む必要があるとの観点から、全ての市町村教育委員会における、特別支援教育の推進に関する計画の策定を目標としました。

その結果、令和2年度末時点では、27市町村において計画を策定しており、令和3年度中には、全ての市町村で計画が策定される見込みです。

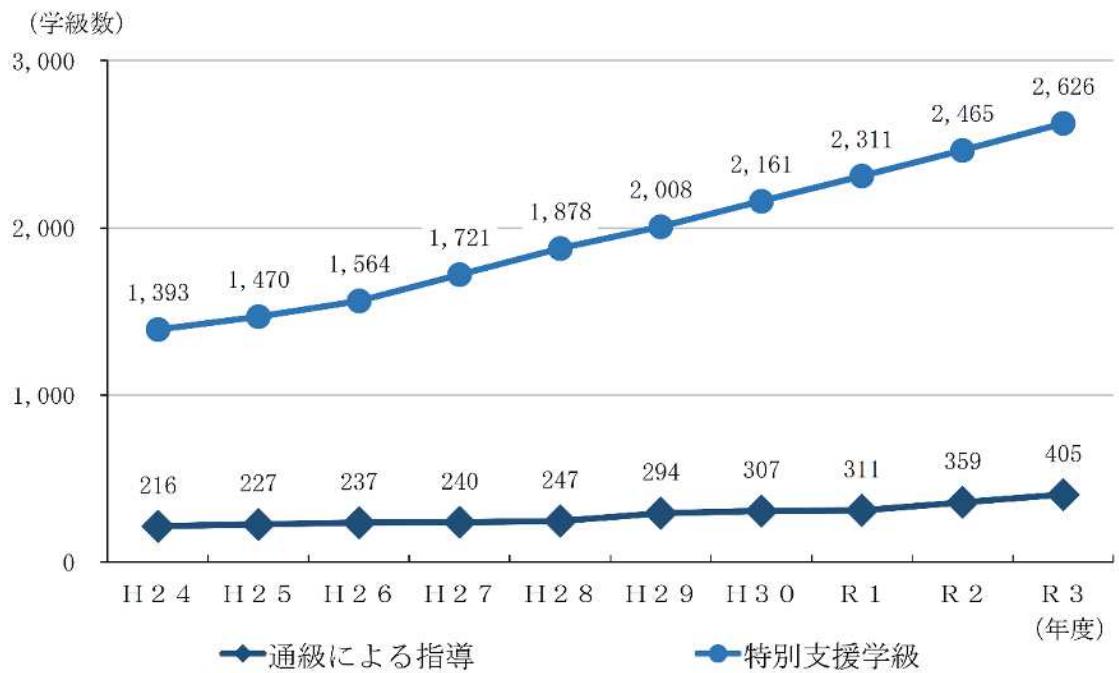
また、小・中学校等における通級指導教室や特別支援学級における担当教員の指導力の向上と、校内の支援体制整備の観点から、特別支援教育推進専門員による巡回支援の拡充を図り、令和2年度末時点では目標の1校あたり2回を上回る巡回支援を実施しています。

目標の設定	目標	達成状況 (令和2年度末時点)
◇ 特別支援教育の推進に関する計画を策定している市町村教育委員会	全ての市町村(令和3年度)	27市町村
◇ 小・中学校への特別支援教育推進専門員による巡回支援の拡充	希望する学校1校当たり2回以上(令和3年度)	1校当たり2.3回

通級による指導及び特別支援学級の児童生徒数の推移



通級による指導及び特別支援学級の学級数の推移



4 高等学校における教育環境の整備

県立高等学校では、通級による指導実施校の導入を推進するため、平成30年度からの2年間、研究モデル校である「拠点校」4校において通級による指導を行いました。

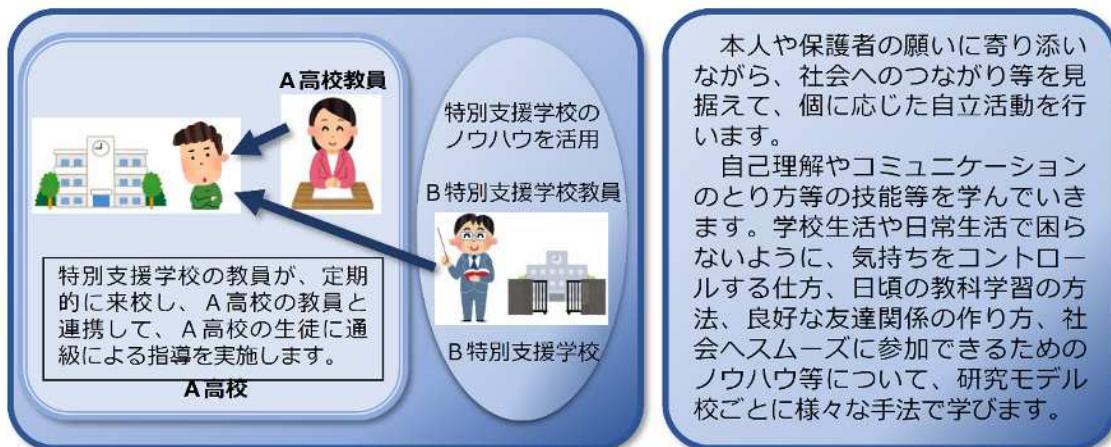
拠点校における指導内容や校内の支援体制整備などの成果を生かし、生徒の教育的ニーズに応じて、他の高等学校への導入を推進しています。

令和2年度末には、「拠点校」4校が、新たに通級による指導を実施する「推進校」1校に対して指導・助言等の協力をっています。

目標の設定	目標	達成状況 (令和2年度末時点)
◇ 通級による指導実施校	教育的ニーズを踏まえて導入を推進(令和2年度以降)	・拠点校4校 ・推進校1校

「通級による指導」の指導形態イメージ

主として、自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。例えば、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルの指導、認知特性に応じた視覚認知トレーニングや聞くトレーニング、自己理解に関する指導などがあります。



5 特別支援教育を推進するための人材育成等

(1) 特別支援学校教諭免許状の取得促進

平成29年度における県立特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率は、72.8%であり、全国平均をやや下回っていた状況を踏まえ、その向上を目指し、免許法認定講習の受講枠を増やすなどの取組を進めてきました。

その後、令和2年5月1日時点の県立特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率は、77.3%まで向上しました。

また、小・中学校等における特別支援学級担任のうち、令和2年5月1日時点の特別支援学校教諭免許状保有率は、36.0%であり、平成29年度の33.8%から2.2%増加しています。

目標の設定	目標	達成状況 (令和2年度末時点)
◇ 県立特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率	95.0%(令和3年度)	77.3%(全国:83.9%)

特別支援学校教諭免許状保有率については、その向上が図られたものの、目標に対して未達の状況となっています。

本取組については、特別支援教育に係る専門性の向上を図る重要な目標であることから、引き続き、特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向け、取組を進めます。

(2) 異校種間の計画的な人事交流の推進

小・中学校等において、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に、適切に対応する専門性の高い人材の確保が必要であることから、令和2年度に「県立特別支援学校と市町村立小・中学校との人事交流計画」を策定しました。

この人事交流計画及び教職員人事異動方針を踏まえ、令和3年度当初人事異動から、小・中学校等と特別支援学校及び高等学校と特別支援学校との人事交流に取り組んでいます。

この結果、令和3年度当初においては、小・中学校等から特別支援学校へ17件、特別支援学校から小・中学校等へ28件の人事交流が実施されました。

目標の設定	目標	達成状況 (令和2年度末時点)
◇ 小学校・中学校・高等学校と特別支援学校との教員の人事交流計画の策定と実施	小学校・中学校・高等学校と特別支援学校との教員の人事交流計画の策定と実施(令和3年度)	小・中学校等⇒特別支援学校 異動:13件 期付:4件※ 特別支援学校⇒小・中学校等 異動:23件 期付:5件※

※期付：原則2年間とする期限付き人事交流を指す

(3) 研修等の充実

特別支援教育に関する専門性の向上のため、全ての教員を対象とした研修や、職責に応じた研修を充実するほか、管理職研修を新たに実施しました。

また、特別支援学級や通級による指導の充実のため、外部専門家による校内の支援体制の充実に取り組んできました。

具体的には、管理職が特別支援教育の推進に当たってリーダーシップを発揮できるよう、令和元年度から小・中学校等と高等学校の新任教頭研修、令和2年度から小・中学校等と高等学校の新任校長研修において障害者差別解消法の適切な運用に関する講座を実施しています。

また、特別支援教育の豊富な経験を有する特別支援教育推進専門員による小・中学校等への巡回支援を実施しています。

目標の設定	目標	達成状況 (令和2年度末時点)
◇ 中学校から高等学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修の継続実施による適切な支援ができる人材の育成	全ての中学校及び県立高等学校で1校当たり3人以上(令和3年度)	全ての中学校及び県立高等学校で1校当たり1.9人
◇ 新規の管理職研修(悉皆の実施)	・小・中学校 教頭候補者 1年次研修に加えて管理職研修(校長、教頭) (令和2年度以降) ・高等学校 新任教頭研修に加えて管理職研修(校長、教頭) (令和2年度以降)	・「公立小・中学校等新任教頭研修会」「県公立高等学校等新任教頭研修会」において、講義「障害者差別解消法の適切な運用について」を追加・実施 (令和元年度) ・「公立小・中学校等新任教頭研修会」「県公立高等学校等新任教頭研修会」において同講義を追加・実施 (令和2年度)

「中学校から高等学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修の継続実施による適切な支援ができる人材の育成」については、新型コロナウイルスの影響により研修規模を縮小したことに伴い、令和2年度末で1.9人となっています。

特別な支援を必要とする生徒への対応には中学校と高等学校との連携が重要であることから、引き続き、計画的に研修を実施し、人材の育成に取り組む必要があります。

(4) 特別支援教育に対する理解の促進

全ての学校において、障害のある児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きていくよう、児童生徒、保護者や地域を対象に入学式や運動会などにおける支援籍学習や、特別支援教育や障害者理解をテーマにした行事を行うなど、特別支援教育や障害者への理解促進を図る取組の実施に努めました。

目標の設定	目標	達成状況 (令和2年度末時点)
◇ 児童生徒・保護者や地域を対象とした、特別支援教育や障害者への理解促進を図るための取組を全ての学校において年1回以上実施	100%(令和3年度)	72.3%

「児童生徒・保護者や地域を対象とした、特別支援教育や障害者への理解促進を図るための取組を全ての学校において年1回以上実施」については、学校や地域の状況が様々であるなか、一律の取組を全ての学校で実施することは困難であったことから、令和2年度末で72.3%となっています。

障害のある人と障害のない人が地域社会の一員として共に生活していくためには、特別支援教育や障害者への理解を深める必要があることから、今後は、支援籍学習や交流及び共同学習を更に推進し、理解促進の浸透を図る必要があります。

第4章 埼玉県特別支援教育推進計画の目標と施策体系

1 特別支援教育を取り巻く社会の動向

特別支援教育を推進することは、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会、すなわち共生社会の実現につながるものです。

こうした社会を目指すことは、学校教育において積極的に取り組むべき重要な課題でもあります。

令和3年、中央教育審議会の答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（略）」では、新しい時代の特別支援教育の在り方について述べられています。

また、同年、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」や「特別支援学校設置基準」が公布されました。

これらの社会の動向を踏まえ、特別支援教育における指導・支援体制の充実、教育環境の整備が一層求められています。

2 本県における特別支援教育の現状と課題

本県における特別支援教育の現状として、小・中学校等における通級による指導や特別支援学級、特別支援学校において特別な支援を必要とする幼児児童生徒の数が増加を続けています。

また、小・中学校等や高等学校の通常の学級においても、発達障害など、特別な配慮や支援を必要とする様々な児童生徒が在籍しています。

こうしたことから、就学前を含む、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において、これまで以上に、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導・支援を充実することが課題となっています。

さらに、県立特別支援学校では、知的障害特別支援学校における在籍児童生徒数の増加による過密状況への対応や、肢体不自由特別支援学校における通学負担の軽減などが課題となっています。

そこで、これらの課題に対応するため、環境整備計画の継承と発展を図りつつ、特別支援教育を総合的に推進する新たな計画を策定し、取組を進める必要があります。

3 埼玉県特別支援教育推進計画の目標

特別支援教育を取り巻く社会の動向や、本県における特別支援教育の現状と課題などを踏まえ、埼玉県特別支援教育推進計画における今後3年間（令和4年度～令和6年度）の四つの目標を次のとおり示します。

(1) 連続性のある「多様な学びの場」の充実

就学前における早期からの支援を充実するため、幼稚園の支援体制の整備や保護者へ情報提供するための早期からの相談・支援を充実します。

また、小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった多様な学びの場での指導・支援を充実します。

あわせて、特別支援学校における一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実するため、きめ細かな指導の充実、指導・支援体制の充実、キャリア教育・職業教育、支援籍学習、交流及び共同学習、特別支援学校におけるセンター的機能の充実を図ります。

さらに、高等学校における特別な配慮や支援を必要とする生徒に対して、切れ目なく支援が行われるよう、特別支援教育の充実、発達障害のある生徒への適切な支援を充実します。

(2) 特別支援教育を担う教職員の専門性向上

全ての教職員には、特別支援教育に関する基礎的な知識及び理解等の向上が求められるため、研修の充実や、計画的な人事交流の実施などにより、専門性の高い人材の確保に努めます。

また、通級による指導、特別支援学級を担当する教員に求められる専門性の向上のため、研修の充実や校内の体制整備を図ります。

あわせて、特別支援学校の教員に求められる専門性の向上のため、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導を行えるよう、研修の充実や特別支援学校教諭免許状の取得を促進します。

(3) 教育環境の整備

小・中学校等における通級による指導や特別支援学級の充実や人的配置により、小・中学校等の教育環境の整備を図ります。

また、特別支援学校においては、過密状況の解消や通学時間の短縮など、障害種別の学校ごとの課題に応じるとともに、特別支援学校設置基準を踏まえた教育環境の整備や、市町村教育委員会との連携を図ります。

あわせて、高等学校における通級による指導の充実や指導・支援体制の充実により、高等学校の教育環境の整備を図ります。

さらに、県立学校や公立小・中学校等施設のバリアフリー化を推進します。

(4) 関係機関の連携強化による切れ目のない支援の充実

特別な支援や配慮を必要とする子供やその保護者を生涯にわたって支援するためには、就学前から卒業後まで切れ目なく支援をつなぐことが重要です。

そのため、就学前・在学中・卒業後に至るまで、福祉、医療、労働などの各関係機関と一層の連携を進め、支援体制の充実を図ります。

また、在学中に学校間や地域と連携することで、自立と社会参加に向けた教育の充実を図るとともに、卒業後の生涯学習や余暇活動を充実できるよう、関係機関との連携を図ります。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布されたことを踏まえ、医療的ケアが必要な子供が安心して学校で学ぶことができるよう、学校における医療的ケアの実施体制を充実します。

4 埼玉県特別支援教育推進計画の施策体系



第2編 施策の展開

目標I 連続性のある「多様な学びの場」の充実

施策1 就学前における早期からの相談・支援の充実

障害のある子供の就学前の学びや支援は、特別支援学校幼稚部、幼稚園・認定こども園・保育所のほか、児童発達支援センター・児童発達支援事業所・民間の療育センターなど様々な場で行われています。

また、こうした場において、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を必要とする幼児数が増加傾向にあります。

こうしたことから、幼稚園では、就学前の障害の早期発見・早期支援に努め、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供できるよう、幼児教育段階からの支援体制を整備します。

(1) 公立幼稚園の支援体制の充実

幼稚園が適切な支援を継続的に行えるよう、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、園内体制の整備や関係機関との連携等を働き掛けます。

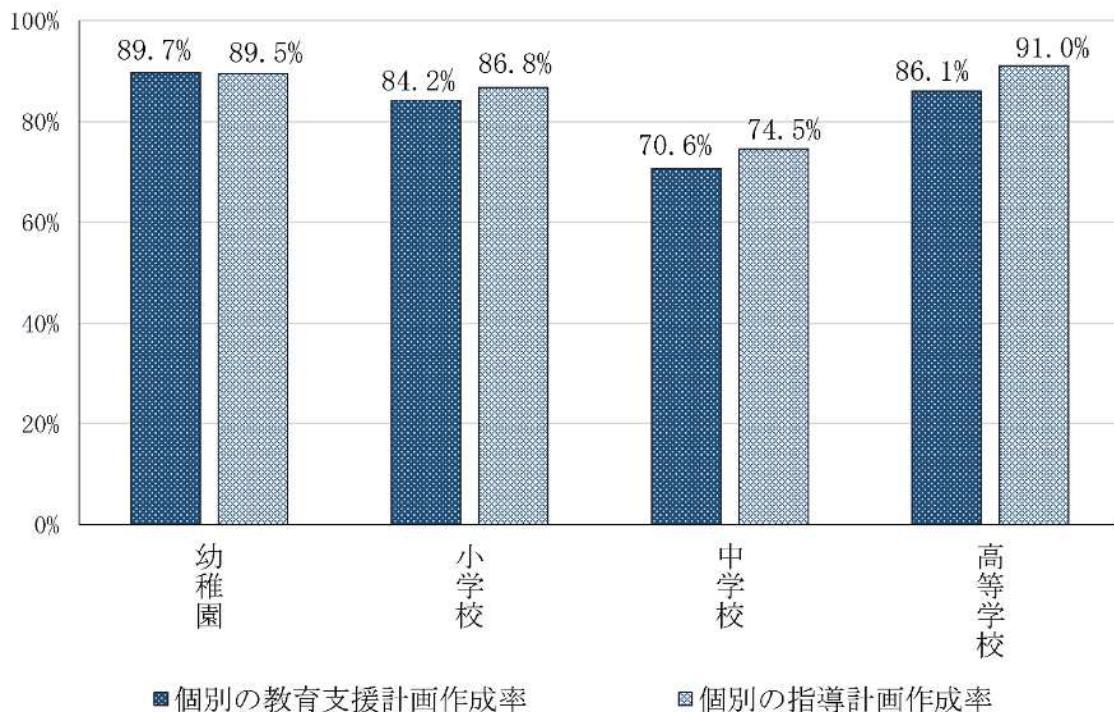
また、幼児教育の観点から特別支援教育を充実するため、教員や特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員の資質向上のための研修機会を充実します。

あわせて、特別な支援が必要な幼児やその保護者が、適切な支援を地域で切れ目なく受けることができるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を働き掛けるとともに、本県の発達障害総合支援センターが主催する、教育と福祉とが連携した「幼保から小学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修」への講師派遣等の協力を行います。

《主な取組》

- 特別支援教育コーディネーター等の園内体制の整備
- 資質向上に向けた研修機会の充実
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用
- 幼保から小学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修への講師派遣等の協力

通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率
(令和4年2月調査)



(2) 早期からの相談・支援体制の充実

乳幼児健診等を活用するなど、早期から障害のある子供の状況を把握し、きめ細かい就学相談や教育相談を行うため、市町村教育委員会に対して、各市町村の福祉担当窓口などで配布しているサポート手帳の活用について働き掛けます。

また、市町村教育委員会が実施する就学手続においては、本人や保護者が正確な情報を基に、就学先を選択できることが重要です。

そのため、小学校や特別支援学校双方で受けられる教育内容や支援体制、合理的配慮の提供、卒業までの子供の成長の見通し等について情報提供を行うよう、市町村教育委員会や特別支援学校に働き掛けます。

《主な取組》

- 乳幼児健診や就学時健診、5歳児健診を活用した支援の充実
- きめ細かい支援を行うためのサポート手帳の活用促進
- 関係機関と連携した適切な教育相談の実施
- 支援体制や合理的配慮など本人や保護者に対する情報提供の強化

施策2 公立小・中学校等における障害のある児童生徒の学びの場の充実

通常の学級において、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒に対する合理的配慮の提供や担任と特別支援教育コーディネーターの連携による支援など、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた必要な支援を行います。

また、通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の人数が増加していることから、これらに対応できるよう、小・中学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への指導を充実します。

(1) 通常の学級における指導・支援の充実

発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍することなどを踏まえ、障害の特性に応じた支援を充実します。

具体的には、各学級において、担任と特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育支援員や専門家との連携を充実します。

また、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用するなど、在籍している児童生徒一人一人の障害の特性について把握し、通常の学級での合理的配慮の提供や指導方法等を含め、必要な支援を行います。

さらに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営や授業づくり、障害の状態に応じたICTの活用等により、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。

《主な取組》

- 担任と特別支援教育コーディネーター等との連携充実
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用【再掲】
- 教育相談体制の整備・充実
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営や授業づくりの充実
- 一人一人の障害の状態に応じたICTを活用した指導の充実

(2) 通級による指導の充実

通級による指導の実施に当たっては、学習指導要領を踏まえ、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な内容となるよう、指導を充実します。

また、在籍する小・中学校等でも専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の担当教員が当該児童生徒の在籍する小・中学校等を巡回して行う指導の研究、障害の状態に応じたICTを活用した指導の充実、市町村による遠隔技術を活用した専門的な指導を行う取組などの好事例の収集・周知を行います。

《主な取組》

- 学習指導要領を踏まえた個に応じた指導の充実
- 一人一人の障害の状態に応じたICTを活用した指導の充実【再掲】
- 好事例の収集・周知

(3) 特別支援学級における指導の充実

学習指導要領を踏まえた、特別支援学級における教育課程の編成、障害の状態に応じたICTの活用等により、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を充実します。

また、特別支援学級の児童生徒が、在籍する学校の通常の学級の一員としても活動する取組が実施できるよう、市町村教育委員会へ働き掛けます。

具体的には、支援籍学習や交流及び共同学習を実施することで、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、相互に理解を深め、支え合うための心のバリアフリーを推進します。

特に、教科学習について、児童生徒の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものは、年間指導計画等に位置づけて計画的に実施できるよう働き掛けます。

《主な取組》

- 学習指導要領を踏まえた個に応じた指導の充実【再掲】
- 一人一人の障害の状態に応じたICTを活用した指導の充実【再掲】
- 支援籍学習や交流及び共同学習の実施による心のバリアフリーの推進

施策3 県立特別支援学校における学びの場の充実

特別支援学校では様々な障害のある児童生徒が在籍していることから、重複障害のある児童生徒も含め、きめ細かな指導の充実や指導・支援体制を充実します。

また、一人一人の適性に応じたキャリア教育・職業教育の充実を図るとともに、居住する地域との交流及び共同学習を推進します。

さらに、特別支援学校におけるセンター的機能を充実させ、小・中学校等への支援を行います。

(1) きめ細かな指導の充実

特別支援学校学習指導要領の改訂においては、初等中等教育全体の改善・充実の方向性や障害のある児童生徒の学びの連続性を重視し、各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理されました。

こうした改訂の趣旨を踏まえ、適切な指導を行います。

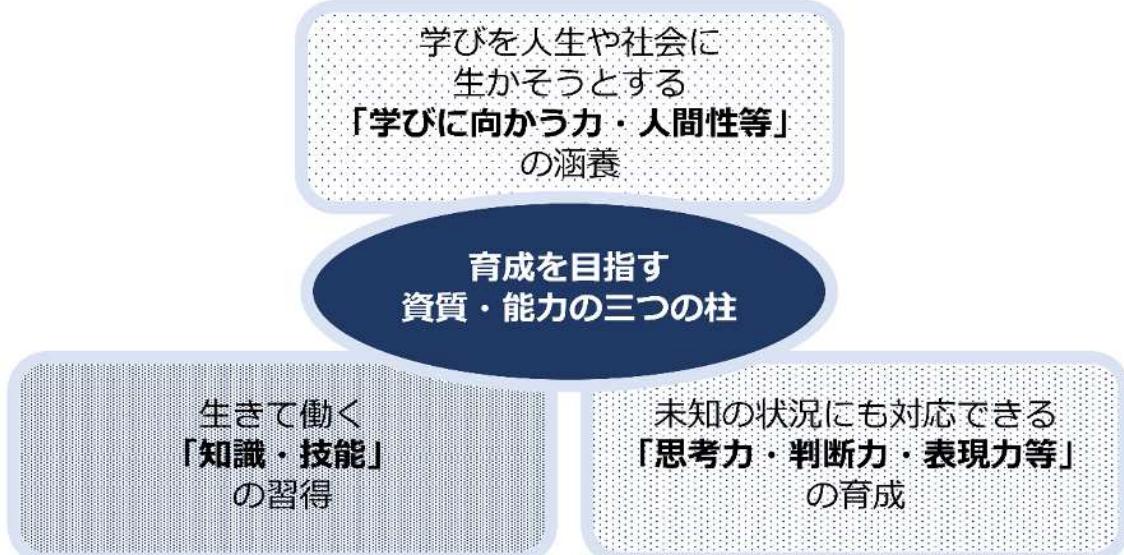
また、一人一人の障害の状態や心身の発達の段階等を十分に把握し、発達障害や重複障害の児童生徒も含め、多様な教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

さらに、障害の特性に応じたICTの活用についても、プロジェクトチームを組織し、各学校におけるICT活用事例の収集や研究等を行い、障害の状態や特性等に応じた指導の充実を図ります。

《主な取組》

- 学習指導要領の着実な実施
- 発達障害の特性や重複障害への対応を含む多様な教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実
- 一人一人の障害の状態に応じたICTを活用した指導の充実【再掲】

育成を目指す資質・能力の三つの柱



(2) 指導・支援体制の充実

障害の種類や障害の状態等によっては、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の専門家の知見を活用して指導に当たる必要があるため、引き続き、学校内外の専門家と連携した校内の支援体制を充実します。

また、専門的な知見を活用するため、専門家や専門機関の関係者を社会人特別非常勤講師として採用し、特別支援学校の教育活動の充実につなげます。

《主な取組》

- 学校内外の専門家や専門機関と連携した校内の支援体制の充実
- 社会人特別非常勤講師を活用した指導の充実

(3) キャリア教育・職業教育の充実

特別支援学校におけるキャリア教育では、卒業後を見据えながら、学校で学ぶことと社会生活との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育むことが重要です。

そのため、社会生活の基盤となる力を育成するとともに、各学校の実践事例の収集・周知や企業との連携を強化するなど、自立と社会参加を

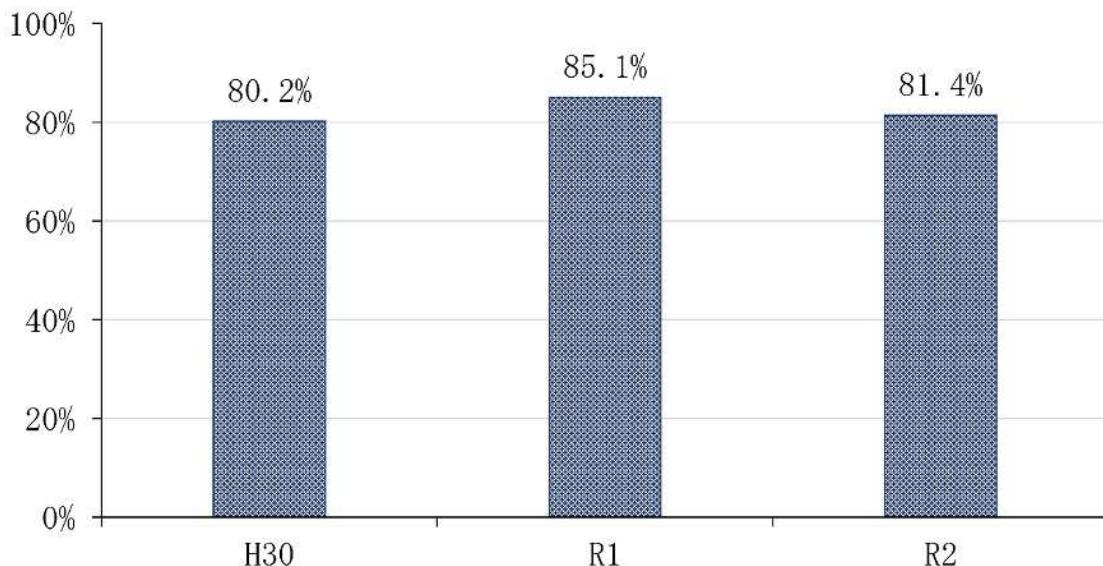
目指したキャリア教育・職業教育の取組を充実します。

また、従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態も視野に入れた職業教育、進路指導等が行えるよう、ＩＣＴを活用した新たな職域・働き方を見据えた資質・能力の育成を目指す指導計画や実習計画の開発を行います。

《主な取組》

- 自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育の推進
- 新たな職域・働き方を見据えた資質・能力の育成を目指す指導計画や実習計画の開発

一般就労を希望する高等部生徒の就労率



(4) 支援籍学習の展開

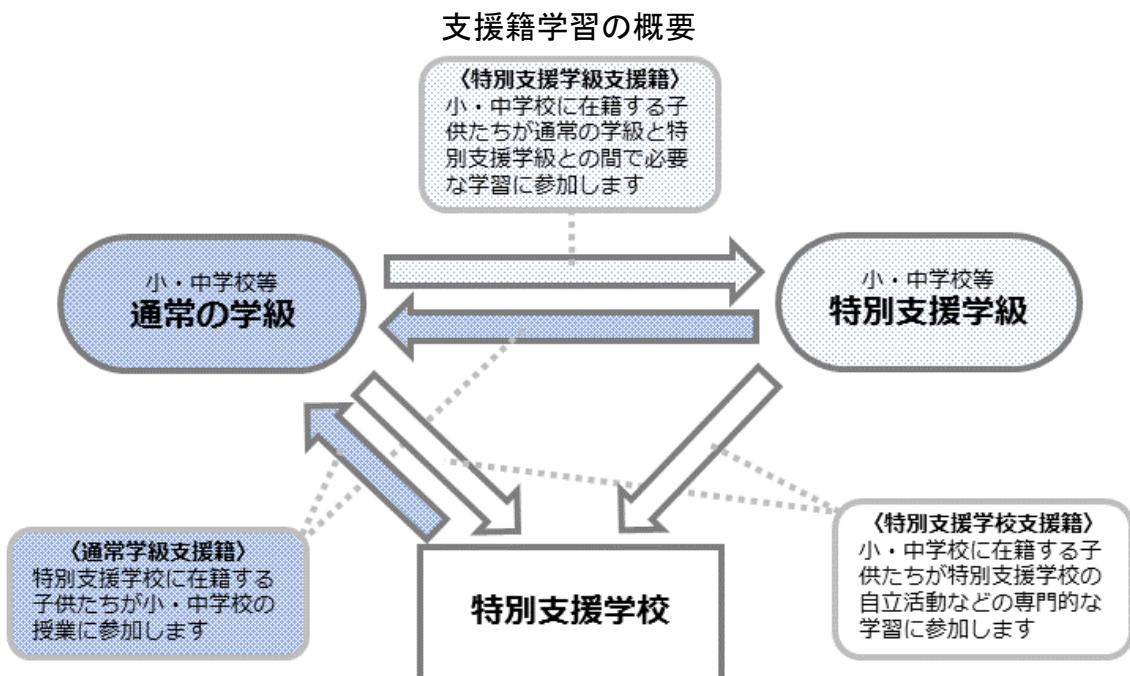
特別支援学校に在籍する児童生徒は、居住する地域から離れた学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりを持ちにくい場合があります。

そのため、引き続き、居住する地域の学校に副次的な籍を置く支援籍学習や居住地域における交流及び共同学習の取組を進めることで地域とのつながりを深め、心のバリアフリーを推進します。

また、ＩＣＴ機器を活用するなど、児童生徒の障害の状態に応じた多様な支援籍学習の実施方法などの好事例を収集し、周知します。

《主な取組》

- 支援籍学習や交流及び共同学習の実施による心のバリアフリーの推進
【再掲】
- 好事例の共有による支援籍学習の充実



(5) 特別支援学校のセンター的機能の充実

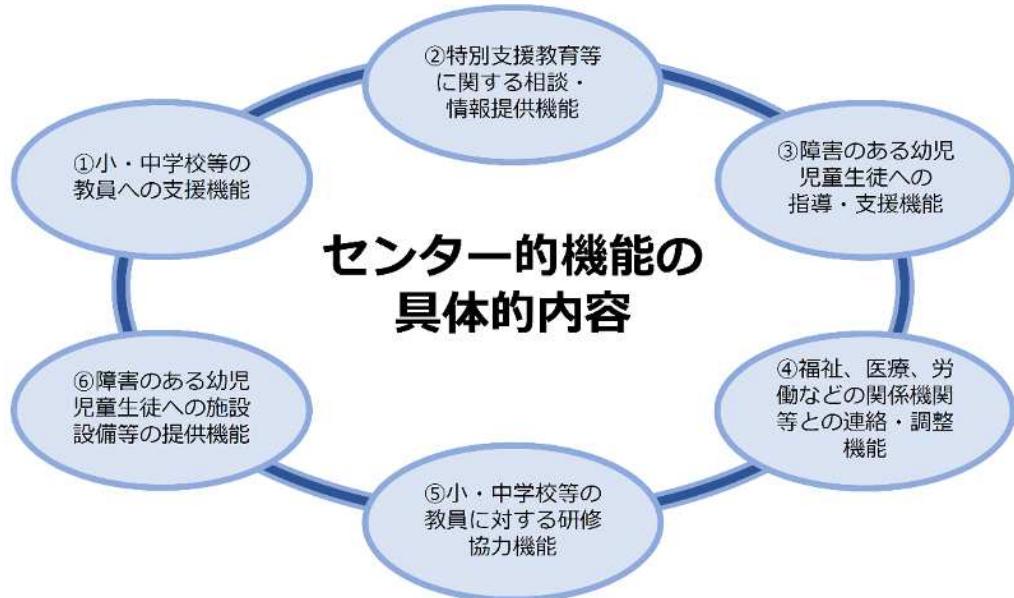
学校教育法第74条に基づき、小・中学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行う特別支援学校のセンター的機能の役割を発揮できるよう、引き続き充実に努めます。

また、特別支援学校におけるセンター的機能の充実に資する特別支援教育コーディネーター等の専門的な支援を行える人材の育成に努めます。

《主な取組》

- 特別支援学校におけるセンター的機能の充実
- 特別支援教育コーディネーター等の人材育成

センター的機能の具体的内容



施策4 県立高等学校における学びの場の充実

高等学校において、障害のある生徒に対して切れ目なく必要な支援が行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行います。

また、平成30年度から制度化された通級による指導の充実を図ります。

(1) 高等学校における特別支援教育の充実

特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員を中心に、校長のリーダーシップの下、障害のある生徒に対して、適切な教育相談の実施や合理的配慮の提供を行います。

特に、個々の生徒に必要な支援が義務教育段階から切れ目なく行われるよう、生徒や保護者の意向にも配慮し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用します。

また、小・中学校等における指導や合理的配慮の状況など高等学校へ十分な引継ぎを行うことができるよう、支援体制を充実します。

障害の状態に応じたICTの活用等により、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図ります。

あわせて、交流及び共同学習を実施することで、障害のある生徒と障害のない生徒が、相互に理解を深め、支え合うための心のバリアフリーを推進します。

《主な取組》

- 適切な教育相談や合理的配慮の提供
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用【再掲】
- 中学校との情報共有による支援体制の充実
- 一人一人の障害の状態に応じたICTを活用した指導の充実【再掲】
- 交流及び共同学習の実施による心のバリアフリーの推進【再掲】

(2) 発達障害等のある生徒への支援

高等学校において、発達障害を含む障害のある生徒が一定数在籍していることから、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用するとともに、障害の状態に応じた I C T の活用等により、適切な指導及び必要な支援を行います。

また、通級による指導などの実施においては、生活上の課題の解決や自己理解を促すような指導を行うなど、卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施していくための指導体制の充実を図ります。

《主な取組》

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用【再掲】
- 一人一人の障害の状態に応じた I C T を活用した指導の充実【再掲】
- 通級による指導に関する指導体制の充実

目標Ⅱ 特別支援教育を担う教職員の専門性向上

施策5 全ての教職員に求められる特別支援教育に関する基礎的な知識及び理解等の向上

全ての教職員には、その職責に応じた特別支援教育に関する基礎的な知識及び理解等の向上が求められます。

特に、教員においては、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識や、合理的配慮に対する理解等が必要です。

そのため、研修や、計画的な人事交流などを通じて、教員の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等の向上を図るとともに、専門性の高い人材の確保に努めます。

(1) 研修の充実

県立総合教育センターを中心とした、年次研修や特定研修、学校等からの要請に応じた研修などニーズに応じた体系的な研修を、教職員の負担軽減に考慮しつつ実施します。

その際、教員育成指標全般に発達障害を含む特別支援教育に関する基礎的な知識等を位置づけ、体系的な研修を計画的に実施します。

あわせて、学校全体で特別支援教育に取り組む観点から、学校経営の改善・充実につながるよう、管理職を対象とした研修機会や内容を充実するなど、組織的・実践的に特別支援教育を推進します。

さらに、特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒に対し、適切な支援を継続的に行うために重要な役割を担う特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の一層の充実を図ります。

加えて、国立特別支援教育総合研究所と連携して開発した「小・中学校等を対象とした特別支援教育に関する研修パッケージ」、「みんながわかる授業づくりアイデアシート」の活用を推進します。

《主な取組》

- 体系的な研修の充実
- 管理職を対象とした研修の充実
- 特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の一層の充実
- 国立特別支援教育総合研究所と連携して開発した研修パッケージの活用推進

(2) 計画的な人事交流の実施

特別支援教育の専門性を有する教員を増やしていく観点から、小・中学校等、高等学校、特別支援学校間の人事交流を積極的に実施していくことで、学校間の相互理解を図るとともに、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に適切に対応する指導力の向上を図ります。

《主な取組》

- 小・中学校等、高等学校と特別支援学校との計画的な人事交流の実施
- 小・中学校等、高等学校と特別支援学校間での相互理解及び指導力の向上

(3) 専門性の高い人材の確保

特別支援教育への関心を深めるとともに、その魅力を伝えるため、教員養成系大学と連携し、大学主催のセミナーや演習に講師を派遣するなど、教員志望者への動機付けを高める取組を推進します。

また、特別支援学校において、教員採用選考試験の志願者の増加を図るため、教育実習の受入れを促進します。

あわせて、教員採用選考試験において、埼玉県教育委員会が指定する大学からの大学推薦特別選考を実施することにより、専門性の高い人材の確保に取り組みます。

さらに、教員採用選考試験において、特別支援教育に関する知識や技能、経験、国家資格の保有を評価するとともに、配置先の学校全体の専門性を向上させる観点から、専修免許状の保持、学会や研究会等での教育研究業績などを人事異動の際に考慮します。

《主な取組》

- 教員志望への動機付けのための教員養成系大学との連携強化
- 専門性の高い人材の確保のための特別選考の実施

施策6 通級による指導、特別支援学級を担当する教員に求められる専門性の向上

通級による指導や特別支援学級の担当教員には、通常の教育課程に基づく指導の専門性を基盤として、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者への支援、関係者間との連携の手法等に関する専門性が求められています。

そのため、研修機会や内容の充実、校内の支援体制整備を図り、教員の特別支援教育に係る専門性を向上させるとともに、特別支援学校教諭免許状の取得を促進します。

(1) 研修の充実

県立総合教育センターを中心とした、年次研修や特定研修、学校等からの要請に応じた研修、その他専門研修などニーズに応じた体系的な研修を、教職員の負担軽減に考慮しつつ実施します。

また、特別支援学級や通級による指導の担当教員の専門性向上を図るため、研修機会を充実します。

さらに、オンライン等の活用などにより、各学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員が、研修に参加しやすくなるよう、研修方法の見直しを行います。

《主な取組》

- 体系的な研修の充実【再掲】
- 特別支援学級新担当教員研修等の研修の充実
- オンライン等による研修の実施・拡大

(2) 校内の支援体制整備

特別支援教育の専門性を組織的に担保・維持していくため、学校管理職のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に、全ての教職員と協働した校内の支援体制を整備します。

また、公立小・中学校等からの要請に応じ、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室における指導・支援の経験を豊富に有する特別支援教育推進専門員による巡回支援を行います。

《主な取組》

- 全ての教職員が協働した校内の支援体制整備
- 特別支援教育推進専門員による巡回支援の実施

(3) 専門性の向上

通級による指導や特別支援学級を担当する教員の専門性を確保する観点から、免許法認定講習の受講枠を拡大し、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図ります。

また、「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」等の研修情報サイトの活用など、参考資料の普及を図ります。

《主な取組》

- 免許法認定講習の活用による免許状保有率の向上
- 研修情報サイト等を活用した参考資料の普及

施策7 県立特別支援学校の教員に求められる専門性の向上

特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の幼児児童生徒が在籍しているとともに、障害の状態等が個々に異なり、重複障害のある幼児児童生徒も多いことから、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導を行います。

こうした特別支援学校の教員の専門性を向上させるため、研修の充実を図るとともに、引き続き、特別支援学校教諭免許状の取得を促進します。

(1) 研修の充実

県立総合教育センターを中心とした、年次研修や特定研修、学校等からの要請に応じた研修、その他、長期研修や専門研修などニーズに応じた体系的な研修を、教職員の負担軽減に考慮しつつ実施します。

また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、適切な支援を継続的に行うために重要な役割を担う特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の一層の充実を図り、専門性の高い人材の育成に取り組みます。

さらに、管理職のリーダーシップの下、校内研修の担当者と連携を図りながら、教育的課題を取り上げ、学校における組織的・実践的な校内研修を推進します。

《主な取組》

- 体系的な研修の充実【再掲】
- 特別支援学校法定研修や年次研修等の充実
- 長期研修や専門研修の推進
- 特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の一層の充実【再掲】
- 校内研修の推進

(2) 特別支援学校教諭免許状の取得

県立特別支援学校の教員の専門性を確保する観点から、免許法認定講習の受講枠を拡大し、特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図ります。

《主な取組》

● 免許法認定講習の活用による免許状保有率の向上【再掲】

(3) 専門性の向上

一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた教育の充実、学びの連続性の重視など、学習指導要領の趣旨を踏まえた、きめ細かな指導や支援に取り組むよう授業改善を推進し、個に応じた指導・支援を充実します。

また、特別支援学校では、自立活動が幼児児童生徒の教育において重要な位置を占めていることから、幼児児童生徒の障害の状態や特性を適切に把握し、自立活動の時間における指導と各教科等の指導との関連性を図るなど、学校の教育活動全体を通じた指導の充実を図ります。

さらに、指導や支援の内容については、福祉、医療などの関係機関と、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報共有し、連携を図ります。

あわせて、障害種に応じた専門性や資質の向上のため、次の事項に取り組みます。

ア 視覚障害教育

視力や視野の状態など、見え方に応じた指導・支援ができる専門性のほか、児童生徒の教育的ニーズに対応するために、発達障害等の理解など幅広い専門性の向上を図ります。

イ 聴覚障害教育

手話を利用するなど、聴覚障害の特性を踏まえて各教科等を指導する力の向上を図ります。

また、手話能力については、経験や技術に応じた研修会などを通して、教員の専門性の向上を図ります。

ウ 病弱教育

病気に関する知識に加え、在籍する児童生徒の治療の流れを理解しながら気持ちに寄り添うことや、日々の体調の変化に柔軟に対応しながら指導できる力を向上するため、病気の理解や対応に

関する研修を実施します。

エ 肢体不自由教育

児童生徒の障害の重度・重複化、多様化へ対応するための知識や専門性のほか、身体の動きや意思の表出等を読みとるといった、一人一人の教育的ニーズに合わせて指導・支援を工夫する力の向上を図ります。

オ 知的障害教育

知的障害の特性を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じて指導できる力の育成を図ります。

また、自閉症等の特性を有する児童生徒に対して、教室環境や活動を分かりやすく示すなど、適切に指導・支援できる力の向上を図ります。

《主な取組》

- 学習指導要領を踏まえた指導・支援の充実
- 自立活動の指導の充実
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した関係機関との連携
- 障害種に応じた専門性や指導力の向上

目標Ⅲ 教育環境の整備

施策8 公立小・中学校等における教育環境の整備

通級による指導や特別支援学級における特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。

こうした児童生徒に対する適切な学びの場を確保するため、引き続き、通級による指導や特別支援学級の充実について、市町村教育委員会へ働き掛けます。

また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の改正により基礎定数化された通級による指導の担当教員の適切な配置に努めます。

あわせて、市町村教育委員会に対して、特別支援教育支援員の確保や配置を働き掛けます。

(1) 通級による指導や特別支援学級の充実

市町村教育委員会が策定した計画を踏まえ、教育環境の整備や人材育成のほか、校内の支援体制や関係機関との連携強化など、特別支援教育の推進に取り組むよう働き掛けます。

また、通級による指導や特別支援学級に在籍する児童生徒について、今後も増加が見込まれることから、適切な学びの場を確保するため、引き続き、通級による指導や特別支援学級の充実について、市町村教育委員会へ働き掛けます。

さらに、豊富な経験を有する特別支援教育推進専門員の巡回支援を小・中学校等に対して実施し、通級指導教室や特別支援学級における担当教員の指導力の向上を図ります。

《主な取組》

- 市町村教育委員会が策定した計画の着実な実施
- 通級による指導や特別支援学級の充実
- 特別支援教育推進専門員による巡回支援の実施【再掲】

(2) 人的配置

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の改正により基礎定数化された通級による指導の担当教員について、適切に配置します。

また、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、市町村教育委員会に対して、教員の兼務発令を活用した巡回型の指導の実施を働き掛けます。

さらに、市町村教育委員会に対して、特別支援教育支援員の確保や配置を働き掛けます。

《主な取組》

- 通級による指導の担当教員の適切な配置
- 巡回型の通級による指導の実施
- 特別支援教育支援員の確保や配置

施策9 県立特別支援学校における教育環境の整備

知的障害特別支援学校については、在籍者数の増加により過密状況が続いているため、児童生徒数の推移などを踏まえながら、引き続き、過密状況の解消に向けた取組を進めます。

また、肢体不自由特別支援学校については、通学区域が広範であることから、児童生徒の通学における負担軽減が図られるよう、通学区域の見直しなど、幅広い観点から検討を進めます。

さらに、視覚障害、聴覚障害、病弱特別支援学校における教育環境の整備を進めます。

加えて、教育環境の整備に当たっては、特別支援学校設置基準を踏まえるとともに、市町村教育委員会との連携を強化します。

(1) 視覚障害特別支援学校

視覚障害特別支援学校が県内に一校であることを踏まえ、視覚障害のある幼児児童生徒のニーズに応じた適切な指導が図られるよう、教育環境を充実します。

また、視力の発達を補う観点から、早期からの療育が重要であるため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、視覚障害教育の環境整備を進めます。

《主な取組》

- 幼児児童生徒のニーズに応じた教育環境の充実
- 視覚障害教育の推進のためのセンター的機能の充実

(2) 聴覚障害特別支援学校

音声情報をテキストに置き換えるアプリケーション等を適切に活用するなど、音声情報を可視化することで、学習の場における幼児児童生徒への情報保障の環境を充実します。

また、聴覚及び言葉の発達の観点を踏まえ、乳幼児期から就学前における、早期からの療育が重要であることから、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、聴覚障害教育の環境整備を進めます。

《主な取組》

- 幼児児童生徒への情報保障のための環境の充実
- 聴覚障害教育の推進のためのセンター的機能の充実

(3) 病弱特別支援学校

入院等により、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対する教育の機会を充実させるため、インターネット等のメディアを利用して行う授業等が受けられるよう、病弱特別支援学校に隣接する医療機関や小・中学校等と連携し、教育機会の一層の充実を図ります。

《主な取組》

- 関係機関、関係校との連携による教育機会の充実

(4) 肢体不自由特別支援学校

肢体不自由特別支援学校の通学区域が広範であるため、これまで保護者の要望等を踏まえ、通学時間を短縮できるよう、スクールバスの増便、停留所の配置の工夫や運行ルートの見直しなどを行ってきました。

今後も、各学校の受入規模にも配慮しながら、隣接の特別支援学校との通学区域の見直しを行うなど、様々な観点から通学時間の短縮に向けた取組を進めます。

《主な取組》

- 通学時間の短縮に向けた継続的な取組

肢体不自由特別支援学校の通学区域図
(令和4年4月1日現在)



(5) 知的障害特別支援学校

知的障害特別支援学校の在籍児童生徒数の増加を踏まえ、特に過密状況の著しい、県南部地域、県東部地域の緩和を図るため、環境整備計画に基づき、戸田かけはし高等特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校を設置したところです。

引き続き、現在の過密状況と在籍する児童生徒数の推移などを踏まえ、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置、校舎の増築など可能性のあるもの全てについて検討を行い、検討を終えたものから、計画的に整備していきます。

《主な取組》

- 県東部地域特別支援学校（仮称）の設置
- 狹山清陵、白岡、鳩ヶ谷高校内分校（仮称）の設置
- 大宮商業、新座柳瀬、三郷北高校内分校（仮称）の設置
- 川越特別支援学校の増築
- 三郷特別支援学校の増築
- 川口特別支援学校の増築

(6) 特別支援学校設置基準への対応

特別支援学校設置基準が公布されたことを踏まえ、今後、特別支援学校における教育環境の整備を行う際には、地域の実態に応じた適切な対応に努めます。

《主な取組》

- 特別支援学校設置基準と地域の実態を踏まえた適切な対応

(7) 市町村教育委員会との連携

県南部地域、県東部地域を中心とした過密状況への対策を進めるため、児童生徒や保護者に配慮した上で、関係市町村教育委員会と連携し、情報交換や協議を進めます。

また、市町村教育委員会から、市町村立特別支援学校を新たに設置するための相談等があった場合には、適切な助言・支援を行います。

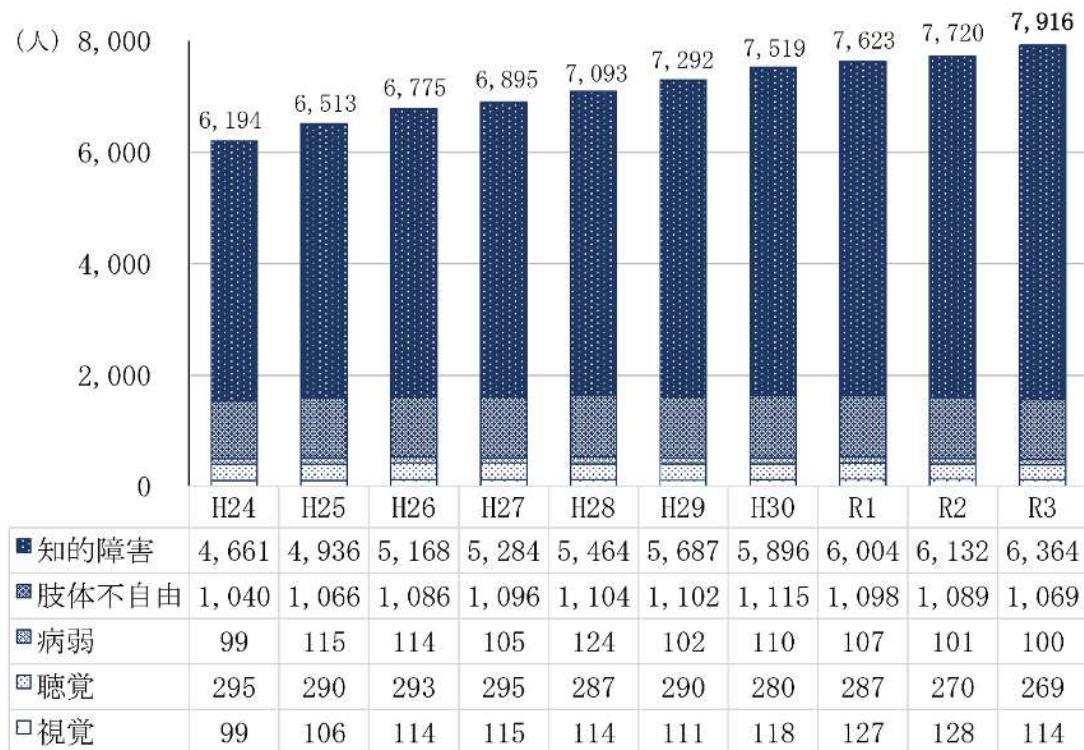
《主な取組》

- 市町村教育委員会への適切な助言・支援

【県立特別支援学校児童生徒の推移について】

特別支援学校の児童生徒数は、環境整備計画策定時の平成30年度以降も毎年増加し、令和3年度には7,916人となっています。(表1)

障害種別では、視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由特別支援学校の児童生徒数は一定の幅で推移していますが、知的障害特別支援学校では、平成30年度から令和3年度にかけて、468人の増加となっています。



〔表1〕県立特別支援学校の児童生徒数（令和3年5月1日現在）

知的障害特別支援学校における児童生徒の増加については、小学部の増加が最も多く、次いで中学部が増加しています。高等部は平成30年度から令和2年度にかけて減少傾向が見られましたが、令和3年度は増加しています。(表2)

〔表2〕県立知的障害特別支援学校の学部別児童生徒数（令和3年5月1日現在）

学部	年度	H30	R1	R2	R3
小学部		1,809	1,926	2,052	2,201
中学部		1,113	1,155	1,194	1,237
高等部		2,974	2,923	2,886	2,926
合 計		5,896	6,004	6,132	6,364

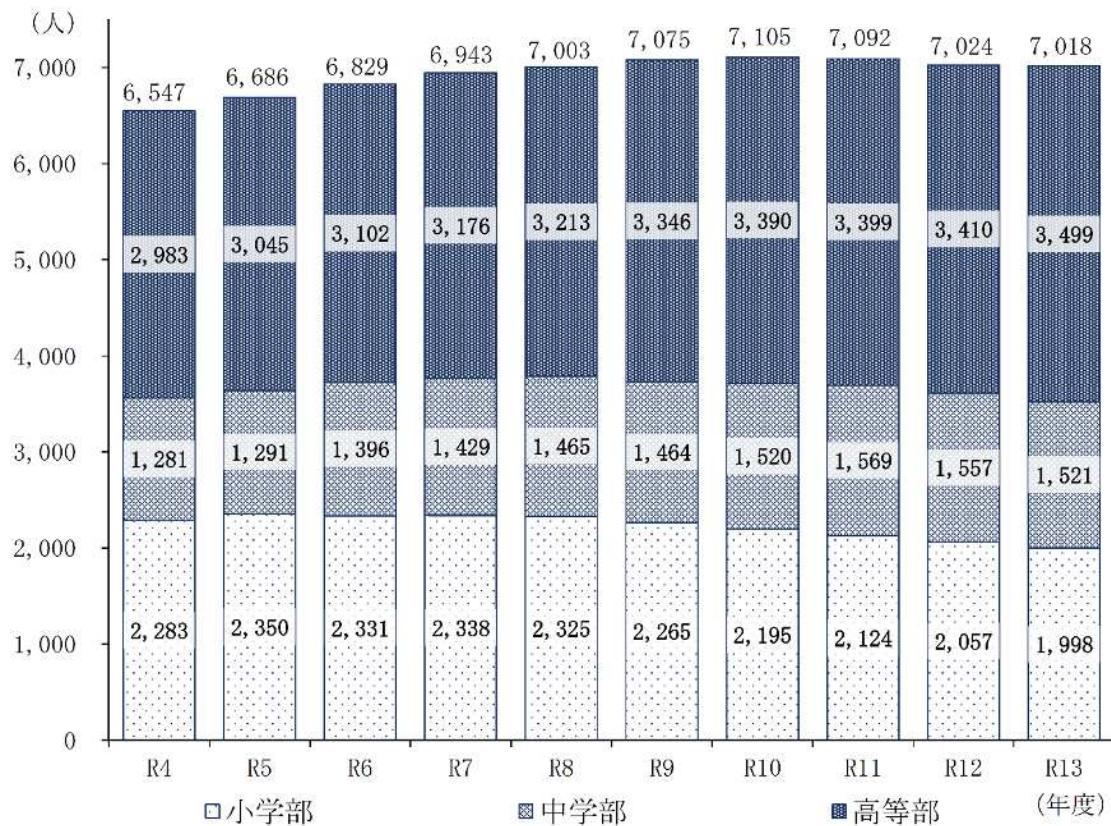
(人)

【児童生徒数の推計について】

令和3年5月1日現在の児童生徒数を基に、下記の推計方法により行った推計では、令和10年度まで増加する見込みとなっています。(表3)

このため、引き続き、児童生徒数の推移を見極めながら、特別支援学校の過密解消に向けた更なる取組が必要です。

[表3] 県立知的障害特別支援学校児童生徒数の推計



〈推計方法〉

- ① 令和3年度の市町村立小学校1年生に対する特別支援学校小学部1年生の割合と、小学校1年生の将来推計（義務教育人口推計）を用いて、特別支援学校小学部1年生児童数の推計値を算出する。
- ② 毎年度、小・中学校から特別支援学校へ転入する児童生徒数を過去5年間の進級・進学時の増加率を用いて高等部段階まで算出する。
- ③ ①を学年進行させつつ、②を加算し、児童生徒数を算出する。

- ・この推計は令和3年5月1日現在の在籍児童生徒数を基に算出したもの
- ・児童生徒数の増加の推移を踏まえ、毎年見直しを図る必要がある

【計画期間中における特別支援学校の整備について】

計画期間中、新設校では令和5年度開校に向け、旧岩槻特別支援学校を活用した県東部地域特別支援学校（仮称）を整備するほか、令和4年度には高校内分校3校が開校するとともに、引き続き、令和5年度及び令和6年度の開校に向け、高校内分校を各年度3校ずつ、計6校を整備する予定です。

また、校舎の増築については、令和4年度の大宮北特別支援学校の供用開始後も、令和5年度には川越特別支援学校、三郷特別支援学校を供用開始予定とし、さらに令和6年度から、川口特別支援学校の工事に着手する予定です。（表4）

〔表4〕計画期間中における特別支援学校の整備計画

年 度		受入規模	R 3	R 4	R 5	R 6
新設校	県東部地域特別支援学校（仮称）の設置	200		工事	開校予定	
高校内分校	上尾南、北本、宮代高校内分校の設置	144	工事	開校予定		
	狭山清陵、白岡、鳩ヶ谷高校内分校（仮称）の設置	144	設計	工事	開校予定	
	大宮商業、新座柳瀬、三郷北高校内分校（仮称）の設置	144		設計	工事	開校予定
校舎の増築	大宮北特別支援学校	72	工事	供用予定		
	川越特別支援学校	72	設計	工事	供用予定	
	三郷特別支援学校	72	設計	工事	供用予定	
	川口特別支援学校	174		設計		工事

これらの整備を進めた結果、知的障害特別支援学校の受入規模は計画期間終了時の令和6年度には、5,786人と736名増加することとなります。（表5）

しかしながら、児童生徒数も増加が見込まれるため、過密の解消は271名に留まります。このような状況から、計画期間終了後についても、引き続き、特別支援学校の整備について検討を行い、検討を終えたものから計画的に進める必要があります。

〔表5〕地域別の児童生徒数の受入規模 (人)

地域	主な学校名	R 3		R 6	
		受入規模	児童生徒数	受入規模	児童生徒数
南部	川口、浦和、大宮北、上尾、上尾かしの木、戸田かけはし	1,428	1,884	1,744	2,093
東部	草加かがやき、三郷、越谷西、春日部、久喜	1,184	1,604	1,484	1,653
西南部	和光南、所沢おおぞら、所沢、狭山、入間わかくさ	1,100	1,205	1,148	1,327
西北部	川越、東松山、毛呂山	438	613	510	667
北部	本庄、行田、騎西、深谷はばたき、秩父	900	1,058	900	1,089
計		5,050	6,364	5,786	6,829

※県東部地域特別支援学校（仮称）の受入規模を含む

施策 10 県立高等学校における教育環境の整備

平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化されました。

中学校で通級による指導を受けている生徒数が年々増加していることから、高等学校においても、こうした生徒の指導・支援のニーズを適切に把握するとともに、高等学校における通級による指導の導入を推進します。

(1) 通級による指導の推進

中学校において、通級による指導を受けている生徒が増加傾向にあることから、生徒の教育的ニーズを適切に把握するとともに、必要とする高等学校へ、通級による指導を実施する「拠点校」での成果を共有し、制度の導入を推進します。

また、通級による指導については、既に実施している「拠点校」や「推進校」を視察する機会を設けたり、県のホームページで紹介したりするなど、周知を図ります。

《主な取組》

- 通級による指導の導入の推進
- 通級による指導の周知

(2) 指導・支援体制の充実

高等学校の通常の学級において、特別な配慮や支援を必要とする生徒が一定数在籍していることから、生徒の教育的ニーズを把握するとともに、安全かつ円滑に学校生活が送れるよう、校内の支援体制を整備します。

また、特別支援教育に関する高等学校拠点校を指定し、拠点校を中心に大学教員や臨床心理士などの専門家による巡回支援を行い、教員への指導・助言等を実施することで、生徒に対する支援の充実を図ります。

《主な取組》

- 特別な配慮や支援を必要とする生徒のための校内の支援体制整備
- 高等学校拠点校巡回支援の充実

施策 1.1 学校施設のバリアフリー化の推進

バリアフリー基準適合義務の対象となる施設に公立小・中学校等が追加されたことなどを踏まえて、県立学校施設においてもバリアフリー化を進めるとともに、公立小・中学校等施設のバリアフリー化を支援します。

(1) 県立学校施設のバリアフリー化

県立学校については、これまでにも学校を整備する際や建物の大規模改修の際に、多目的トイレやスロープ等の整備を行うなど、施設のバリアフリー化を図ってきました。

今後も、障害のある幼児児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。

《主な取組》

- 県立学校におけるバリアフリー化の推進

(2) 公立小・中学校等施設のバリアフリー化

小・中学校等の施設整備は学校設置者である市町村が主体的に取り組むこととなっています。

市町村が国庫補助制度を活用しながら、学校施設の改善を進めているよう、市町村に対して情報提供を行い、小・中学校等のバリアフリー化を支援します。

《主な取組》

- 公立小・中学校等のバリアフリー化に関する市町村への支援

目標IV 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

施策12 就学前の連携

特別な配慮や支援が必要な子供及びその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援を受けられるよう、就学前における支援体制の整備を進めます。

(1) 早期からの関係機関等との連携

特別な配慮や支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援を受けられるよう、教育と健康・福祉部局や療育機関等との連携を一層深めます。

具体的には、市町村教育委員会に対して、各市町村の福祉担当窓口などで配布しているサポート手帳の活用について働き掛けるとともに、関係機関が集う協議会等による連携体制を構築します。

《主な取組》

- 市町村教育委員会と健康・福祉部局や療育機関等との連携推進
- きめ細かい支援を行うためのサポート手帳の活用促進【再掲】
- 関係機関が集う協議会等による連携体制の構築

(2) 保護者への適切な情報提供

乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、将来を見据えた長期的な視点に立ち、十分に情報が提供できるよう、特別な配慮や支援を必要とする子供への支援に係る情報や相談窓口について、障害の有無にかかわらず全ての保護者に周知するよう、情報提供を図ります。

また、障害のある外国人児童生徒についても、適切な支援を受けることができるよう、支援に係る情報や相談窓口について、保護者に周知するよう、情報提供を図ります。

《主な取組》

- 支援のための相談窓口の周知

施策 1 3 在学中の連携

在学中においても、福祉、労働、医療などの関係機関と連携して、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒や保護者に対し、積極的に情報提供や支援を行いうよう努めます。

また、居住する地域の学校や保護者等と連携することで、児童生徒の自立と社会参加に向けた教育の充実を図ります。

(1) 福祉関係機関等との連携

放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所との連携を通して、福祉関係機関と情報や考え方の共有を図ることを推進し、より配慮が必要な児童生徒の支援の充実につなげます。

《主な取組》

- 福祉関係機関等と連携した定期的な連絡会議等の実施

(2) 就労関係機関等との連携

県立特別支援学校におけるキャリア教育では、早期から卒業後を見据え、保護者や身近な教員以外の大人とコミュニケーションをとる機会や、自己肯定感を高める経験が重要なことから、実際に職業体験を行う機会等を確保するとともに、地域の就労関係機関等と連携した就労支援を充実します。

《主な取組》

- 就労関係機関等と連携した就労支援の充実

(3) 公立小・中学校等と県立高等学校との連携

個々の児童生徒に必要な支援が義務教育段階から切れ目なく行われるよう、児童生徒や保護者の意向にも配慮し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用します。

また、小・中学校等での特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた児童生徒に係る合理的配慮の状況などを、高等学校へ十分に引継ぎを行うことができるよう、支援体制を充実します。

《主な取組》

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用【再掲】
- 中学校との情報共有による支援体制の充実【再掲】

(4) 地域との連携

学校と保護者、地域との連携・協働の充実により、障害のある幼児児童生徒の自己肯定感を高め、自立と社会参加に向けた教育の充実を図ります。

また、特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの設置を推進し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことで、地域からの関心を高め、共生社会の実現に努めます。

さらに、切れ目なく支援をつなぐため、福祉、医療、就労等の関係機関との連携体制を強化するとともに、特別支援学校のセンター的機能の活用を図りながら、地域における支援のネットワークづくりを一層推進します。

あわせて、障害のある人と障害のない人が地域社会の一員として共に生活していくためには、特別支援教育や障害者への理解を深めることが必要であることから、支援籍学習や交流及び共同学習を実施するなど、相互に理解を深め、支え合うための心のバリアフリーを育む機会を推進し、地域とのつながりを深めます。

《主な取組》

- 特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの設置推進
- 特別支援学校におけるセンター的機能の充実【再掲】
- 支援籍学習や交流及び共同学習の実施による心のバリアフリーの推進

【再掲】

施策 1 4 卒業後の連携

卒業後の職場への定着を図るため、必要な配慮等を引継ぎ、適切な支援を継続して行えるよう、就労関係機関等と連携します。

また、卒業後の生涯学習や余暇活動を充実できるよう、関係機関と連携し、必要な配慮に努めます。

(1) 就労関係機関等との連携

卒業後の職場への定着を図るため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、必要な配慮について、労働関係機関に情報が引継がれるよう努めます。

また、特別支援学校、企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携した就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実に努めます。

《主な取組》

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した就労関係機関への引き継ぎ
- 地域の就労関係機関と連携した卒業後の支援体制づくりの推進

(2) 生涯学習や余暇活動の充実

障害のある児童生徒が一生涯を通じて教育や文化芸術、スポーツなど、様々な機会に親しむことができるよう、アスリートや芸術家等の外部講師を招いて授業を実施するなど、在学中から生涯学習を行うための素地を培う機会を充実します。

また、卒業後も生涯学習や余暇活動の機会を充実するため、生涯学習ステーションを通じて社会教育や学習機会に関する講座やイベントなどの情報発信に努めます。

《主な取組》

- 生涯学習を行うための素地を培う機会の充実
- 生涯学習ステーションを活用した情報発信

施策 15 医療的ケアが必要な子供への対応

医療的ケアが必要な子供が安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、学校における医療的ケアの実施体制を充実します。

(1) 学校における医療的ケア実施体制の充実

特別支援学校において、医療的ケアを必要とする子供が安心して学校で学べる環境を確保するとともに、保護者の安心・安全への理解が得られるよう、学校における医療的ケアの実施体制を充実します。

具体的には、関係する医師、担任、養護教諭、学校に勤務する看護師などが連携し、必要な支援を行います。

また、学校における医療的ケアを行うことのできる人材を確保するため、認定特定行為業務従事者を養成します。

さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、人工呼吸器管理に関するモデルケースの実施や通学における保護者の負担軽減等に取り組みます。

あわせて、小・中学校等における医療的ケアの実施体制を充実するため、市町村教育委員会の要請に応じて助言・支援を行います。

《主な取組》

- 医療的ケアの実施体制の充実
- 市町村教育委員会への助言・支援

第3編 埼玉県特別支援教育推進計画の進行管理

第1章 施策評価の実施

本計画を着実に進めるため、目標ごとに具体的な指標を設けます。

指標については、毎年度末から年度当初にかけて、P D C A サイクルに基づく検証を行うことで、本計画の進捗管理を行います。

第2章 指標の設定

目標	指標	現状		目標	
		年度	数値等	年度	数値等
I	① 通常の学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率※				
	個別の教育支援計画作成率				
	・公立幼稚園における作成率	R 3	89.7%	R 6	100%
	・公立小学校における作成率	R 3	84.2%	R 6	90.0%
	・公立中学校における作成率	R 3	70.6%	R 6	80.0%
	・公立高等学校における作成率	R 3	86.1%	R 6	90.0%
	個別の指導計画作成率				
	・公立幼稚園における作成率	R 3	89.5%	R 6	100%
	・公立小学校における作成率	R 3	86.8%	R 6	90.0%
	・公立中学校における作成率	R 3	74.5%	R 6	80.0%
	・公立高等学校における作成率	R 3	91.0%	R 6	95.0%
II	② 支援籍学習を支える学校支援ボランティア養成講座の年間受講者数	R 2	111人	R 6	350人
	③ 特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	R 2	81.4%	R 6	90.3%
	④ 特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有率	R 3	36.0%	R 6	40.0%
	⑤ 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率	R 3	77.3%	R 6	95.0%

目標	指標	現状		目標	
		年度	数値等	年度	数値等
III	(6) 特別支援学校の整備				
		新設校の設置			
		県東部地域特別支援学校（仮称）	R 3	—	R 5 開校
		高校内分校の設置			
		狭山清陵高校内分校（仮称）	R 3	—	R 5 開校
		白岡高校内分校（仮称）	R 3	—	R 5 開校
		鳩ヶ谷高校内分校（仮称）	R 3	—	R 5 開校
		大宮商業高校内分校（仮称）	R 3	—	R 6 開校
		新座柳瀬高校内分校（仮称）	R 3	—	R 6 開校
		三郷北高校内分校（仮称）	R 3	—	R 6 開校
IV	(7) 福祉関係機関と連携した連絡会議等の実施率	校舎の増築			
		川越特別支援学校	R 3	—	R 5 供用開始
		三郷特別支援学校	R 3	—	R 5 供用開始
		川口特別支援学校	R 3	—	R 6 工事着手
IV	(8) 個別の教育支援計画を用いた就労関係機関への引継ぎを行っている割合	R 1	48.4%	R 6	60.0%
		R 2	72.2%	R 6	100%

(参考資料1)

検討の経過

年月日	事項	内容
令和3年 4月23日	策定検討会議設置	
5月20日	第1回策定検討会議	特別支援教育の現状 環境整備計画の進捗 他
6月 3日	第1回策定検討会議 ワーキンググループ	論点案の整理 他
6月14日	有識者等意見交換会	論点案に対する意見
7月19日	第2回策定検討会議 ワーキンググループ	意見等に関する検討 素案の方向性について検討
8月 3日	第2回策定検討会議	意見等に関する検討 素案の方向性について検討
10月13日	第3回策定検討会議 ワーキンググループ	素案の検討 施策指標の検討
10月22日	第3回策定検討会議	素案の検討 施策指標の検討
11月12日	有識者等意見交換会	素案に対する意見 施策指標に対する意見
12月10日	第4回策定検討会議 ワーキンググループ	計画案の検討 施策指標の検討
12月17日	第4回策定検討会議	計画案の検討 施策指標の検討
令和4年1月5日 ～2月4日	県民コメント	計画案の公表 県民の意見・提言を募集

(参考資料2)

埼玉県特別支援教育推進計画（仮称）策定検討会議 設置要綱

(設置)

第1条 本県における特別支援教育の充実に向け、社会状況の変化に対応した特別支援教育の総合的な推進に資する計画を策定するため、埼玉県特別支援教育推進計画（仮称）策定検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、検討するものとする。

- 一 県立特別支援学校における教育環境及び教育活動に関すること。
- 二 市町村立小中学校、義務教育学校、特別支援学校及び県立中学校、高等学校における特別支援教育を推進するための教育環境及び教育活動に関すること。
- 三 その他、特別支援教育の推進に当たって必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）で構成する。

- 2 会議の議長は、特別支援教育課を所管する県立学校部副部長をもって充てる。
- 3 会議の副議長は義務教育指導課を所管する市町村支援部副部長をもって充て、議長に事故がある時はその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、議長が招集し、主宰する。

(ワーキンググループ)

第5条 会議には必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。

(意見等の聴取)

第6条 議長は、第2条の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、特別支援教育課内に置く。

- 2 会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

別表

議長	県立学校部副部長 (特別支援教育課所管)
副議長	市町村支援部副部長 (義務教育指導課所管)
	教育総務部副部長兼総務課長
	教育政策課長
	財務課長
	県立学校人事課長
	高校教育指導課長
	魅力ある高校づくり課長
	I C T 教育推進課長
	生徒指導課長
	小中学校人事課長
	義務教育指導課長
	教職員採用課長
	生涯学習推進課長
	教育事務所長
	総合教育センター総合企画長
	参事兼特別支援教育課長

(参考資料3)

埼玉県特別支援教育推進計画（仮称）策定検討会議 ワーキンググループ 設置要綱（案）

（設置）

第1条 埼玉県特別支援教育推進計画（仮称）策定検討会議設置要綱第5条に基づき、埼玉県特別支援教育推進計画（仮称）策定検討会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 ワーキンググループは、埼玉県特別支援教育推進計画（仮称）策定検討会議（以下「策定検討会議」という。）における検討を円滑かつ効率的に進めるため、次に掲げる事項について調整するものとする。

- 一 県立特別支援学校における教育環境及び教育活動に関すること。
- 二 市町村立小中学校、義務教育学校、特別支援学校及び県立中学校、高等学校における特別支援教育を推進するための教育環境及び教育活動に関すること。
- 三 その他、特別支援教育の推進に当たって必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 会議は、別表に掲げる各課の職員で構成する。

- 2 会議の議長は、参事兼特別支援教育課長をもって充てる。
- 3 会議の副議長は、義務教育指導課教育指導幹をもって充て、議長に事故がある時はその職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、策定検討会議の議長が招集する。

（事務局）

第5条 ワーキンググループの事務局は、特別支援教育課内に置く。

- 2 ワーキンググループ庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、策定検討会議の議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

別表

議長	参事兼特別支援教育課長
副議長	義務教育指導課教育指導幹
	総務課
	教育政策課
	財務課
	県立学校人事課
	高校教育指導課
	魅力ある高校づくり課
	I C T 教育推進課
	生徒指導課
	小中学校人事課
	教職員採用課
	生涯学習推進課
	教育事務所
	総合教育センター

(参考資料4)

**埼玉県特別支援教育推進計画（仮称）策定検討会議
有識者等意見交換会 外部有識者、関係団体等委員名簿**

	氏 名	所属・職名
有識者	宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟 理事長
	黒澤 一幸	山村学園短期大学 客員教授
	長江 清和	埼玉大学 教育学部 教授
	青木 高光	国立特別支援教育総合研究所 主任研究員
関係 団体	山口 武士	富士見市教育委員会 教育長
	馬場 敏男	滑川町教育委員会 教育長
	増田 正夫	加須市立不動岡小学校 校長
	八木原利幸	滑川町立滑川中学校 校長
	田野 信哉	鴻巣市立松原小学校 校長
	加藤 元	埼玉県立越ヶ谷高等学校 校長
	金子 功	埼玉県立上尾かしの木特別支援学校 校長
	比嘉 里奈	埼玉県P T A連合会 会長
	齊藤 真吾	埼玉県特別支援学校P T A連合会 会長
	根岸 尚文	埼玉県教職員組合 障害児教育部 部長
	坂本 修	埼玉県高等学校教職員組合 書記次長
	鳥羽 大河	埼玉教職員組合 中央執行委員
	角田 秀子	埼玉高等学校教職員組合 共育・共生部 副部長